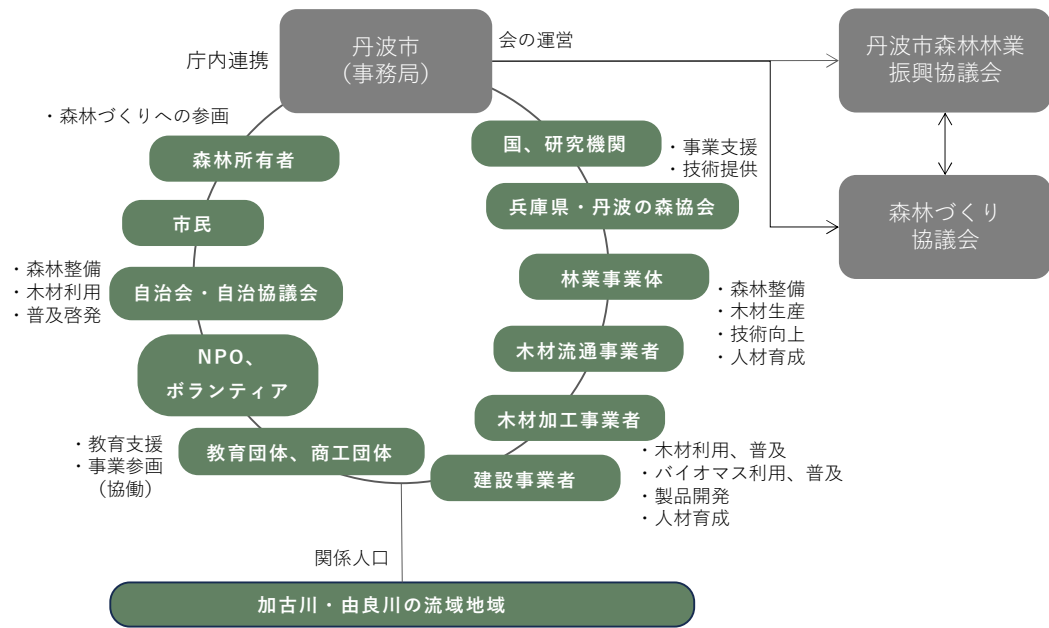


## 推進体制

本ビジョンを推進していくにあたっては、森林づくり協議会による施策展開の検討に併せて、森林・林業関係者や森林に関わる市民の声をより積極的に集め、連携強化と参画の輪を広げていく必要があります。そのために、関連事業者や市民を巻き込み、協働と連携により森林づくりを推進していきます。なお、これまで以上に加古川・由良川流域の地域を意識した連携強化により関係人口を増やし、ビジョンの実現性を高めます。



図：推進体制イメージ



もり  
丹波市森林づくりビジョン

概要版

まごころ もり  
～丹の森林づくり～

## 森林づくりビジョンについて

丹波市は、平成16年11月の合併によって兵庫県下で5番目に広い面積を有する市となり、市域の約75%にあたる37,113haを森林が占めています。

森林は、林業による経済活動とともに、水資源の確保、山地災害の防止、生物多様性の保全、保養や森林浴などの保健・レクリエーション機能、景観や教育などの文化機能、さらには二酸化炭素吸収による地球環境の保全など、多面的な働きを有する大切な資源です。

本市としても豊かな自然と共生する持続可能なまちを実現し、継続して森林の有する多面的機能を高め、林業が育んだ森林資源を活用していくために、長期的な視点に立った森林のあるべき姿や、管理の方向性を示した「丹波市森林づくりビジョン」を平成24年9月に策定し、ビジョンに基づき森林整備を進めてきました。

策定から10年余りが経過する中、全国各地で豪雨災害が多発し、本市においても2度の大きな災害に見舞われ、森林が持つ山地災害防止及び土壌保全機能に対する注目が高まってきました。

また、カーボンニュートラルに向けた森林管理に関する取組の重要性が増す中、令和 6 年度からは森林環境税の課税が始まり、これまで以上に市が主体的に森林づくりに関する取組を進めていく時代を迎えています。

これらのことを踏まえ、森林を取り巻く社会的背景の変化に対応した林業施策を展開していくため、改定を行います。

## ビジョンの位置づけ

本ビジョンは、丹波市の総合計画である「第3次丹波市総合計画」の部門計画として位置づけ、森林・林業・環境・まちづくり関連の各種計画や、森林に関連する社会的な背景を踏まえ見直しています。また、関係者へのヒアリングやアンケート調査、これまでの施策の成果と課題を分析したうえで、基本方針・具体的施策に反映しています。

発行日／令和 6 年 8 月  
発行／丹波市 産業経済部 農林振興課  
〒669-4192 兵庫県丹波市春日町黒井811  
TEL (0795) 88-5029 FAX (0795) 74-1055  
URL <https://www.city.tamba.lg.jp/>



## 基本理念

### 森林の多面的機能を持続的なものとするため、地域とともに考え、 地域の特性を活かした安全で活力ある水源の森林づくりを進める。

森林づくりビジョンでは、水源涵養、生物多様性の保全、山地災害防止、木材生産といった森林が持つ多面的機能を、将来にわたって持続的に享受できるよう、市民、森林所有者、林業事業者や行政が、将来の森林のあるべき姿を共有し、一体となって取り組んでいくための指針として基本理念を掲げています。

基本理念の実現に向けて「森林の整備に関する基本方針」と「森林資源の活用と森林に関わる人づくりに関する基本方針」の2つの方向性をもとに、6つの「基本方針」を定めます。

基本方針に基づく森林づくりの取組を「丹の森林づくり」として共有し、市民と林業関係者、行政が一体となって進めていくことを目指します。

理念の実現に  
向けて

## 基本方針と具体的施策

## まごころ もり 丹の森林づくり

### 森林の整備に関する基本方針

#### 源流の森林づくり

丹波市の地形的特徴である加古川及び由良川の源流域、溪流沿いの森林管理に取り組むことで、環境保全と生物多様性の保全につながる「源流の森林づくり」を進めていきます。

#### 里山保全の森林づくり

森林の適正管理による災害に強い森林づくりを引き続き進めながら、市民活動団体の取組を普及し、市民と一体で災害予防と住環境の向上につながる「里山保全の森林づくり」を進めていきます。

#### 経済循環の森林づくり

適切な森林管理と再生林による資源循環を図り、持続的な森林経営を実現していくために、新しい技術の導入による効率的かつ低コストで森林施業ができる環境を整え、「経済循環の森林づくり」を進めていきます。

### 森林資源の活用と森林に関わる人づくりに関する基本方針

#### 森林資源の利用拡大及び 地産地消の推進

森林資源の需要拡大に向けた取組を進めます。また、地域の林業事業者や木材関連事業者と連携し、森林資源の地産地消につながる仕組みづくりを推進し、さらなる森林資源の利用拡大を図ります。

#### 協働の輪を広げる 仕組みづくりの推進

林業普及推進員による情報発信や森林環境譲与税を活用した普及啓発事業を実施し、情報発信や森林への理解を深める普及・交流活動を行い、森林に関わる人の輪を広げていきます。

#### 森林づくりを支える 人づくりの推進

林業従事者の労働環境の向上や人材育成への支援と、自発的に森林整備に参画する人づくりに取り組み、森林づくりに関わる人が一体となって活動に取り組む仕組みづくりを目指します。

## 具体的施策

- 1) 水源涵養含む多面的機能の発揮
- 2) 溪畔林の整備

- 1) 災害に強い森林づくりと情報の充実
- 2) 里山の再生と活用
- 3) 獣害対策
- 4) 地域の森林づくり活動の推進

- 1) 資源循環による持続的な林業経営体制づくり
- 2) 路網の整備
- 3) 森林施業の集約化及び機械化の推進
- 4) スマート林業の推進

- 1) 公共施設の木造・木質化の推進
- 2) 地域材を活用した木造建築の促進
- 3) 木質バイオマスの利用による地域資源の活用
- 4) 文化継承の素材活用
- 5) 丹波材のブランド化に向けた取組

- 1) 市民への普及・啓発とビジョン浸透
- 2) 森林環境教育の推進
- 3) 企業、都市部との交流の促進

- 1) 雇用環境改善への支援
- 2) 森林技術者の育成と技術の継承
- 3) 新規雇用の促進
- 4) トータル林業人材の育成
- 5) 推進体制の構築

## 計画の期間

目指すべき森林の実現には長期的な視点での取組が必要となりますが、森林に係る情勢の変化に対応していくため、本ビジョンでは、計画期間を令和6年度(2024年度)から令和15年度(2033年度)の10年間とします。

その期間において、基本方針に基づく具体的施策の進捗状況を検証し、必要に応じて中間年である5年目に見直しを行います。

## 対象森林

対象とする森林は、市内の国有林796ha、民有林36,317haの合計37,113haとします。しかし、国有林に関する施策、方針については国(林野庁)の管轄であることから、国との連携により推進することとし、本ビジョンにおいては、特に民有林の施策に関する記載を中心としています。